

食事・居住費の負担限度額認定の申請について

所得の低い方が介護保険施設や短期入所施設に入所した場合には申請により、居住費・食費の負担が軽減されます。

1. 対象となるサービス

- ① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) サービス
- ② 介護老人保健施設サービス
- ③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ④ (介護予防) 短期入所生活介護
- ⑤ (介護予防) 短期入所療養介護
- ⑥ 介護医療院サービス

注意※「通所介護」、「通所リハビリテーション」、「グループホーム」などのサービスは対象外です。

2. 対象となる方

・市町村民税非課税世帯であり、次の①,②の要件を満たす方

- ① 世帯分離している場合も含めて配偶者に市町村民税が課税されていないこと。
- ② 預貯金等の資産が一定額以下であること。

令和3年8月1日現在（単位：円／日）

負担段階	居住費等				食費 〔短期入所〕	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	★ 従来型 個室	多床室		
第1段階	・本人及び世帯員全員が非課税で、 老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者 ・本人の預貯金等の額 ：単身1,000万円(夫婦2,000万円)	820円	490円	490円 [320円]	0円	300円
第2段階	・本人の合計所得金額の合計額が 年額80万円以下 ・預貯金等の額 ：単身650万円 (夫婦1,650万円)	820円	490円	490円 [420円]	370円	600円
第3段階①	・本人の合計所得金額の合計額が 年額80万円以上120万円未満 ・預貯金等の額 ：単身550万円 (夫婦1,550万円)	1,310円	1,310円	1,310円 [820円]	370円	1,000円
第3段階②	・本人の合計所得金額の合計額が 年額120万円以上 ・預貯金等の額 ：単身500万円 (夫婦1,500万円)	1,310円	1,310円	1,310円 [820円]	370円	1,360円 [1,300円]

※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず預貯金等の額：単身1,000万円（夫婦2,000万円）

※本人の合計所得金額には、非課税年金（遺族年金・障害年金）も含まれます。

★従来型個室の〔 〕内の金額は、特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホーム（介護予防）短期入所生活介護に対する負担限度額です。

